

第 26 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 6 月 5 日（月） 午後 1 時 30 分から 1 時 50 分

2 開催場所 高岡市役所 802 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（16 人）

1 番	山田 正	2 番	尾守 哲
3 番	大巻 憲五	5 番	藤森 章一
6 番	村上 祐	7 番	尾崎 輝雄
8 番	竹内 正一	9 番	松之木 義博
10 番	青木 紘	11 番	北川 浩一
13 番	武部 剛	15 番	市野 良治
16 番	山本 信治	17 番	吉田 彰
18 番	矢後 暁二	19 番	岡島 秋美

5 欠席委員 4 番 石王 純子 12 番 飯沼 清文 14 番 宮崎 三郎

6 議事日程

議案第 29 号 農地の権利移動について〔農地法第 3 条許可〕

議案第 30 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可〕

議案第 31 号 高岡市農用地利用集積計画（R5.6.7 中間管理事業に係る公告分）
について

報告第 16 号 耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出について

報告第 17 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条
届出〕

報告第 18 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕

7 農業委員会事務局職員

事務局長 堺 啓央

事務局次長 石黒 伸英

主任 石崎 真代

議 長

これより、第 26 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。
総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 16 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、6 番 村上委員、8 番 竹内委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 29 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 29 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で 2 件、面積にして 7,817 ㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 1 は、共有名義の土地を受人一人の名義に変更するものです。
(実際の耕作も受人が以前から行っている)

以上 2 件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 30 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案 30 号 権利移動を伴う農地転用について説明いたします。

今回は申請件数で 14 件、面積にして 31,834.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 5～8、9～14 は同一案件です。

以上 14 件につきましては、地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

なお、番号 5 から番号 8 及び番号 9 から番号 14 の転用面積が 3,000 m²を超える案件については、県知事に進達する前に、一般社団法人 富山県農業会議へ諮問し、その答申を添えて進達することとなります。

議 長 次に、議案第 31 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案 31 号 高岡市農用地利用集積計画 (R5.6.7 中間管理事業に係る公告分) についてご説明いたします。

今回の申し出は、16 件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。個別の申し出内容については、12 ページに記載しております。

以上、今回の中間管理事業 16 件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、報告第 16 号から第 18 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第 16 号は、耕作の事業を行う者が農業用施設に転用する場合の届出についてであります。

この届出は、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出です。

市街化調整区域や非線引都市計画区域内の農地を転用する際には、県知事の許可を得る必要がありますが、耕作者が、農道や水路、2 アール未満の農業用施設を整備するために自己転用する場合は、県知事の許可は不要であり、農業委員会へ事前に届出を行うことになっています。

今回、申請件数で 1 件、面積にして 12.00 m²、水路として自己転用するものです。

(議案第 30 号 申請番号 1 の農家分家住宅のための転用に伴い、隣接農地に水を引けるようにするもの。)

続きまして、報告第 17 号は、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 11 件、面積にして 5,397.13 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 2～4 は同一案件です。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 18 号は、農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で 3 件、面積にして 5,932.00 m²となっております。申請内容については、次ページ以降に記載のとおりです。

以上で報告の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これらの案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。

本日の議案審議は終了いたしました。
以上をもちまして、第26回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和5年6月5日

議事録署名

議事録署名